

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十一年埼玉県告示第二百七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年十一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県新座市北野三丁目百二十一番五の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去

地番：埼玉県新座市北野三丁目

